別紙建築業務４

　　第　　　　号

　年　月　日

（指名業者名）

山形県知事　○ ○　○ ○

指名通知書

下記のとおり入札を執行しますので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札に付する委託名 |  | |
| 入札及び開札の  日時及び場所 | 入札開始日時 | 年　月　日　　　時　　分 |
| 入札書受付締切日時 | 年　月　日　　　時　　分 |
| 開札予定日時 | 年　月　日　　　時　　分 |
| 開札の場所 | ○○総合支庁　　○○会議室 |
| 工　　　　　期 | 着　工　期　限 | 契約締結日から　○　日以内 |
| 完　成　期　限 | 年　月　日 |
| 施　行　場　所 | ○○市○○町○丁目○番○号 | |
| 設計書・図面その他契約  条項を示す期間及び場所 | 期　　　　　間 | 年　月　日　から  　年　月　日　まで |
| 場　　　　　所 | 山形県電子閲覧システムによる  ※書面閲覧の場合は「○○総合支庁○○会議室」に設定 |
| 入　札　保　証　金 | １　徴収（入札金額の５／100以上）　　　２　免除 | |
| 入札に関する条件等 | 別紙のとおり | |
|  |  | |

別紙　（山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る指名競争入札による総合評価落札方式の入札条件例）

１　この入札は、山形県電子入札システムにより執行する。

２　本件入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号）に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。

３　入札・契約方式

本業務は、あらかじめ企業、配置予定○○○○者及び技術力に関する技術資料（以下「技術資料」という。）の提出を求め、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「○○型」の業務である。総合評価に関する事項は、この入札条件のほか、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン［和暦○年〇月 山形県県土整備部建築住宅課営繕室］」によるものとする。

（注）事後審査とする場合は、次のとおり記載すること。

本業務は、あらかじめ企業、配置予定○○○○者及び技術力に関する技術資料（以下「技術資料」という。）の提出を求め、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「簡易型」（事後審査）の業務である。総合評価に関する事項は、この入札条件のほか、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン［和暦○年〇月 山形県県土整備部建築住宅課営繕室］」及び「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領」によるものとする。

４　業務の内容

○○高等学校新築工事基本及び実施設計業務　一式

○○造○○階建　延床面積○○㎡

５　担当部局等

〒○○○－○○○○　○○市○○町○丁目○番○号　○○総合支庁　○○部

契約担当　　○○課○○係　電話番号○○○－○○○－○○○○

業務担当　　○○課○○係　電話番号○○○－○○○－○○○○

６　入札日程等

(１)　入札及び開札等に係る日程は、指名通知書記載の他、下記のとおりとする。

なお、申請書及び契約書等の標準様式は、「入札・契約関係様式ダウンロード」ページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html>

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 場所 | 手続の方法 |
| ①　設計図書の閲覧及び貸出し | 和暦△△○年○月○日（○）から  和暦△△○年○月○日（○）まで | 山形県電子閲覧システムによる。  ※　書面閲覧の場合は「○○総合支庁○○部○○課閲覧室」に設定 | 14のとおり |
| ②　総合評価落札方式に対する質問受付 | 和暦△△○年○月○日（○）から  和暦△△○年○月○日（○）まで  ※　原則として技術資料の提出期限の前日から起算して３日以上前を期限とする。 | 山形県電子入札システムによる。  ※　書面入札承諾の場合は、○○総合支庁○○部○○課○○係 | 15(１)のとおり |
| ③　②に対する回答書の閲覧 | 回答を行った日から  和暦△△○年○月○日（○）まで  ※　原則として入札書受付締切日までに設定 | 山形県電子入札システム及び○○総合支庁○○部○○課閲覧室 | 15(２)のとおり |
| ④　設計図書等に対する質問受付 | 和暦△△○年○月○日（○）から  和暦△△○年○月○日（○）まで  ※　原則として入札受付開始日から起算して３日以上前を期限とする。 | 山形県電子入札システムによる  ※　書面入札承諾の場合は、○○総合支庁○○部○○課○○係 | 15(３)のとおり |
| ⑤　④に対する回答書の閲覧 | 回答を行った日から  和暦△△○年○月○日（○）まで  ※　原則として入札書受付締切日までに設定 | 山形県電子入札システム及び○○総合支庁○○部○○課閲覧室 | 15(４)のとおり |
| ⑥　入札書の受付 | 和暦△△○年○月○日（○）から  和暦△△○年○月○日（○）まで | 山形県電子入札システムによる。  （入札書受付期間の最終日にあっては午後４時まで） | 17(２)のとおり |
| ⑦　開札 | 和暦△△○年○月○日（○）  ○時○○分 |  |

(注)　上記期間は、特に指定する場合を除き、山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで（山形県電子入札システムによる手続については、午前８時から午後10時まで）とする。

なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧については、終日とする。

(２)　再度入札の入札予定日時

再度入札を実施する場合の入札書受付予定期間は次のとおりとする。

なお、再度入札を行う場合の入札受付期間は、山形県電子入札システム及び開札会場で口頭により正式に通知する。

再度入札に係る入札書受付開始予定日時　開札終了直後から

再度入札に係る入札書受付締切予定日時　和暦△△○年○月○日　○時○分まで

(注)　再度入札の入札予定日時を設定しない場合は、項目を削除する。

７　書面による入札手続

(１)　書面により入札書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を得た者に限る。書面入札の承諾手続は、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準（以下「承諾基準」という。）による「書面入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を提出して行う。

(２)　書面入札の日程等

イ　書面入札参加承諾願

(イ)　電子入札の利用者登録がない（有効期限切れを含む。）場合

提出期限　和暦△△○年○月○日（○）午後４時まで

（注）入札書受付開始日とする。

提出場所　○○総合支庁○○部○○課○○係

(ロ)　電子入札の利用者登録がある場合

提出期限　和暦△△○年○月○日（○）午後４時まで

（注）入札書受付締切日時とする。

提出場所　○○総合支庁○○部○○課○○係

ロ　書面による入札書の受付

(イ)　入札期間　和暦△△○年○月○日（○）午前９時から

和暦△△○年○月○日（○）午後４時まで

（注）電子入札と同じ期間の設定とする。

(ロ)　提出場所　○○総合支庁○○部○○課○○係

(ハ)　入札書提出における「くじ入力番号」の記載について

　　書面入札の承諾を得た者は、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」

　と記載して、３桁の数字を記載すること。

なお、３桁のくじ入力番号の記載が無い場合は、「０００」の３桁の数字を記載したものとみなすので、留意すること。

(３)　書面入札の承諾手続

イ　承諾願の提出期限

(２)イの提出期限までに(２)イの提出場所へ承諾願を持参又は書留郵便により提出しなければならない。

ロ　承諾願を提出する者は、政府調達に関する協定の適用を受ける入札である場合を除き、承諾基準の１又は２に該当することを示す書類を添付しなければならない。

ハ　書面入札の承諾願の提出があった場合は、次に定めるときまでに、その承諾又は不承諾を通知する。

(２)イ(イ)の場合　入札書受付締切日の前日

(２)イ(ロ)の場合　入札書受付締切日時前

(４)　書面入札手続

(２)ロ(イ)の入札期間内に(２)ロ(ロ)の提出場所へ入札書を持参又は書留郵便により提出しなければならない。

なお、書面による入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

８　総合評価落札方式に関する事項

(１)　総合評価の方法

入札価格に基づいて算定した価格点に、入札参加者から提出された技術資料を基に算定した価格以外の技術点及び品質確保の実効性等を評価した品質等確実点を加え評価値を求める。

評価値の計算（加算方式）

評価値＝価格点＋技術点＋品質等確実点

(２)　価格点

入札価格≧調査基準価格の場合

37.5＋12.5×{1－(入札価格－調査基準価格)／(予定価格－調査基準価格)}

入札価格＜調査基準価格の場合

37.5

(３)　技術点

提出された技術資料について、次の評価項目及び評価基準に基づき加点する。

イ　企業評価について

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | 評価点 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業の技術力  企業の業務実績  過去10年間の  同種・類似業務の実績 | | 同種業務の実績あり | ４ | ４ |
| 類似業務の実績あり | ２ |
| 実績なし | ０ |
| 企業の技術力  企業の業務成績  過去５年度における  業務成績評定の平均点  (注) 設計業務の場合 | | 86点以上 | ４ | ４ |
| 83点以上86点未満 | ３ |
| 80点以上83点未満 | ２ |
| 77点以上80点未満 | １ |
| 77点未満又は評定通知なし | ０ |
| 企業の技術力  企業の顕彰歴  過去３年度における  　　山形県優良建設関連業務  　顕彰歴の有無 | | 顕彰歴あり | １ | １ |
| 顕彰歴なし | ０ |
| 企業の技術力  企業の認定 | | 認定あり | １ | １ |
| 認定なし | ０ |
| 企業の信頼性・  社会性  企業の地域  貢献度  （ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等）  過去２年度  における  実績の有無 | 山形県  ふるさとの川  愛護活動支援  事業 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| ふれあいの  道路愛護事業 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| 総合支庁独自  ボランティア | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| 除排雪  ボランティア | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）において、活動の実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、活動の実績を有している。 | １ |
| 県内での活動の実績を有していない。 | ０ |
| 消防団  協力事業所 | 消防団協力事業所の認定を受けている。 | １ |
| 消防団協力事業所の認定を受けていない。 | ０ |
| インターン  シップ等 | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）に本店を有し、インターンシップ等の受入れ実績を有している。 | ２ |
| 県内（上記を除く）において、インターンシップ等の受入れ実績を有している。 | １ |
| 県内での受入れの実績を有していない。 | ０ |
| 企業の情報収集力  企業の業務実績  過去２年間における  業務実施箇所での実績の有無 | | 業務実施箇所が含まれている地域（○○）での業務実績を有している。 | ４ | ４ |
| 県内（上記を除く）での業務実績を有している。 | ２ |
| 県内での業務実績なし | ０ |

ロ　技術者評価について

| 評価項目 | 評価基準 | | | | | | | | | | | | | | | 配点 | 評価点 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資格要件  　技術者の資格 | 総合 | | | 一級建築士 | | | | | | | | | | | | 1.5 | 1.5 |
| 二級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.6 |
| その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.3 |
| 構造 | | | 一級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 |
| 二級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.2 |
| その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.1 |
| 電気 | | | 建築設備士、技術士、一級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 |
| 一級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | 0.2 |
| 二級電気工事施行管理技士、その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.1 |
| 機械 | | | 建築設備士、技術士、一級建築士 | | | | | | | | | | | | 0.5 | 0.5 |
| 一級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | 0.2 |
| 二級電気工事施行管理技士、その他の資格 | | | | | | | | | | | | 0.1 |
| 専門技術力  技術者の  業務経験  過去10年間の  同種・類似業務の経験 | 技術者ごとに、次に掲げるａ×ｂにより算出した値を評価点とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者の別 | | | | ａ　過去の業務の種類 | | | | | | ｂ　過去の業務での立場 | | | | | ６ |  |
| 同　種  業　務 | | 類　似  業　務 | | 同種又は類似業務の経験なし | | 管　理  技術者 | | 主任  担当  技術者 | | 担当  技術者 |
| 管理技術者 | | | | １ | | 0.5 | | ０ | | ２ | | １ | | 0.5 | ２～０ |
| 主任担当技術者の分担業務分野 | | 総合 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 構造 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 電気 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 機械 | | １ | | 0.5 | | ０ | | １ | | １ | | 0.5 | １～０ |
| 専門技術力  技術者の  業務成績  過去５年度に  おける  業務成績評定の平均点  (注) 設計業務の場合 | 技術者ごとに、次に掲げる値を評価点とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者の別 | | | | | 業務成績評定の平均点 | | | | | | | | | | ６ |  |
| 86点以上 | | 83点以上86点未満 | | 80点以上83点未満 | | 77点以上80点未満 | | 77点未満又は評定通知なし | |
| 管理技術者 | | | | | ２ | | 1.5 | | １ | | 0.5 | | ０ | | ２～０ |
| 主任担当技術者の分担業務分野 | 総合 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 構造 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 電気 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 機械 | | | | １ | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | | ０ | | １～０ |
| 専任性  管理技術者の  専任性  管理技術者の  従事  している  業務件数 | ０～２件 | | | | | | | | | | | | | | | ３ | ３ |
| ３件 | | | | | | | | | | | | | | | 2.5 |
| ４件 | | | | | | | | | | | | | | | ２ |
| ５件 | | | | | | | | | | | | | | | 1.5 |
| ６件 | | | | | | | | | | | | | | | １ |
| ７件 | | | | | | | | | | | | | | | 0.5 |
| ８件以上 | | | | | | | | | | | | | | | ０ |
| 情報収集力  管理技術者の  業務経験  過去２年間に  おける  業務実施箇所  での経験の有無 | 業務実施箇所が含まれている地域（東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内）での業務経験を有している。  （注）当該地域のみをカッコ内に記載する。 | | | | | | | | | | | | | | | ６ | ６ |
| 県内（上記を除く。）での業務経験を有している。 | | | | | | | | | | | | | | | ３ |
| 県内での業務経験なし | | | | | | | | | | | | | | | ０ |
| 技術研鑽  技術者のＣＰＤ（継続教育）  過去２年度に  おける  ＣＰＤ取得単位 | 技術者ごとに、次に掲げる値を評価点とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者の別 | | | | 各団体が推奨する単位数に相当する数以上 | | | | 各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１以上かつ推奨する単位数に相当する数未満 | | | | 各団体が推奨する単位数に相当する数の２分の１未満又は単位なし | | | ６ |  |
| 管理技術者 | | | | ２ | | | | １ | | | | ０ | | | ２～０ |
| 主任担当技術者の分担業務分野 | | 総合 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |
| 構造 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |
| 電気 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |
| 機械 | | １ | | | | 0.5 | | | | ０ | | | １～０ |

ハ　実施方針及び評価テーマの評価について　（注）標準型の場合に記載する。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 評価点 |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務の理解度及び取組意欲  　業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。 | 極めて良好 | ８ | ８ |
| 良好 | ４ |
| 普通 | ０ |
| 業務の実施方針  業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）について的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。 | 極めて高い | 12 | 12 |
| 高い | ６ |
| 普通 | ０ |
| 評価テーマに対する技術提案  テーマ①について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。 | 極めて高い | 15 | 15 |
| 高い | 7.5 |
| 普通 | ０ |
| テーマ②について、同上 | 極めて高い | 15 | 15 |
| 高い | 7.5 |
| 普通 | ０ |

（注）標準型を適用する場合は、次のとおり記載すること。

(４)　品質等確実点

入札価格が調査基準価格を下回らなかった場合は、18点とする。ただし下回った　　場合は、０点とする。

（注）簡易型を適用する場合は、次のとおり記載すること。

(４)　品質等確実点

入札価格が調査基準価格を下回らなかった場合は、７点とする。ただし下回った　　場合は、０点とする。

(５)　入札参加資格の欠格

技術資料に虚偽の記載をした者は、本入札の参加資格を失う。

(６)　落札者の決定方法

総合評価落札方式における落札者は、次の各要件に該当する者のうち、８（１）によって得られた評価値が最も高い者とする。

イ　入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

ロ　当該業務の設計図書に定めた要件に関する最低限の要求要件を全て満たしていること。

９　技術資料の受付期間等

総合評価に係る技術資料を、次に掲げる期間内に、山形県電子入札システムにより提出するものとする。

(１)　受付期間　和暦△△○年○月○日（○）から和暦△△○年○月○日（○）まで（県の休日を除く。）

(２)　受付時間　午前８時から午後10時（受付期間の最終日にあっては午後４時）まで

10　総合評価に係る技術資料の提出について

(１)　技術資料の提出は、山形県電子入札システムにより行う。

ただし、技術資料のファイルのサイズが3.0 メガバイトを超える場合は、技術資料を９に記載の受付締切日時までに７(２)イで指定された提出場所へ、書面により提出（持参又は書留郵便に限る）することも認め、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、技術資料を持参又は書留郵便により提出する場合にあっては、当該技術資料に、「山形県電子入札システムにより作成し印刷した帳票（『技術資料』）」を添付するものとする。

(２)　技術資料は、業務実績等の記載する事項がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載し提出すること。

(３)　提出された技術資料の内容の事実確認のため、問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。

11　技術資料の内容

提出する技術資料の記載内容及び記載内容を証明する資料は、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン［和暦○年〇月 山形県県土整備部建築住宅課営繕室］」及び次表のとおりとする。

（注）事後審査とする場合は、次のとおり記載すること。

提出する技術資料の記載内容及び記載内容を証明する資料は、「山形県建築関係建設コンサルタント業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式ガイドライン［和暦○年〇月 山形県県土整備部建築住宅課営繕室］」、「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領」及び次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 記載事項 | 記載内容に関する特記事項 |
| １ 企業評価 |  |
| (1)　企業の業務実績（同種・類似業務） | イ　業務実績は、和暦△△○○年４月（当該年度の直前10 か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。  ロ　同種業務とは、○○業務（当該業務の主たる業務）の業務実績が、○○単位（当該業務規模程度）以上の業務とする。類似業務とは、○○業務（当該業務の主たる業務）の業務実績が、○○単位（当該業務規模の７割程度）以上の業務とする。 |
| (2)　企業の業務成績  (注) 「設計業務」の場合に記載する。 | 業務成績は、和暦△△○年度から和暦△△○年度内に業務完了後の引渡しが完了した建築関係建設コンサルタント業務を評価対象とする。 |
| (3)　企業の認定 | 企業の認定は、「働き方改革」を推進する認定基準を有する認定制度の認定の有無を評価対象とする。 |
| (4)　企業の顕彰歴 | 顕彰歴は、和暦△△○年度から和暦△△○年度内での元請としての山形県優良建設関連業務顕彰歴の有無を評価対象とする。 |
| (5)　企業の地域貢献度  （ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等） | 地域貢献活動（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等、ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ等）は、和暦△△○年度及び和暦△△○年度内の活動を評価対象とする。 |
| (6)　企業の業務実績  （業務実施箇所） | 業務実績は、和暦△△○年４月（当該年度の直前２か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。 |
| ２ 技術者評価 |  |
| (1) 技術者の資格 | イ　主任担当技術者の保有する技術者資格を評価対象とする。  ロ　主任担当技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。  ハ　複数の資格を有する場合、最高の評価点となるもののみを評価し、評価点は重複して加算しない。  ニ　同一の主任担当技術者が複数の分担業務分野を兼務する場合、最高の評価点となる１分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。  ホ　「技術士」は、以下の資格を有する者のみ評価する。  （１）担当する分担業務分野が電気の場合…電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）の資格  （２）担当する分担業務分野が機械の場合…機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）の資格  ヘ　「その他の資格」とは、当該分野における技術者資格とする。  ト　「建築士」は、資料提出時点において建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第１項「１一級建築士定期講習」の項イ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、評価しない。 |
| (2)　技術者の業務経験 | イ　管理技術者、主任担当技術者が有する同種・類似業務に関する経験を評価対象とする。  ロ　業務経験は、和暦△△○年４月（当該年度の直前10か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。  ハ　同種業務とは、○○業務（当該業務の主たる業務）の業務経験が、○○単位（当該業務規模程度）以上の業務とする。類似業務とは、○○業務（当該業務の主たる業務）の業務経験が、○○単位（当該業務規模の７割程度）以上の業務とする。  ニ　分担業務分野が、過去の経験と同じ場合のみ評価する。  ホ　主任担当技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。  ヘ　管理技術者がいずれかの分担業務分野の主任担当技術者を兼務する場合、管理技術者としてのみを評価し、主任担当技術者としての評価点は重複して加算しない。  ト　同一の主任担当技術者が複数の分担業務分野を兼務する場合、最高の評価点となる１分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。 |
| (3)　技術者の業務成績  (注) 「設計業務」の場合に記載する。 | イ　管理技術者、主任担当技術者が管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者として従事した業務の業務成績評定点を評価対象とする。  ロ　業務成績は、和暦△△○年度から和暦△△○年度内に業務完了後の引渡しが完了した建築関係建設コンサルタント業務を評価対象とする。 |
| (4)　管理技術者の専任性 | 管理技術者が、技術資料提出期限日に、管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者として従事している業務を評価対象とする。 |
| (5)　管理技術者の業務経験（業務実施箇所） | イ　管理技術者の業務経験の有無を評価対象とする。  ロ　業務経験は、和暦△△○年４月（当該年度の直前２か年度）から本件委託の技術資料提出時点までに元請として業務完了後の引渡しが完了した業務を評価対象とする。 |
| (6)　技術者のＣＰＤ（継続教育） | イ　管理技術者、主任担当技術者のＣＰＤ（継続教育）取得単位数を評価対象とする。  ロ　ＣＰＤ（継続教育）は、和暦△△○年度及び和暦△△○年度内でのＣＰＤの単位取得状況を評価対象とする。  ハ　主任担当技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。  ニ　管理技術者がいずれかの分担業務分野の主任担当技術者を兼務する場合、管理技術者としてのみを評価し、主任担当技術者としての評価点は重複して加算しない。  ホ　同一の主任担当技術者が複数の分担業務分野を兼務する場合、最高の評価点となる１分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。 |

12　技術資料の内容確認（ヒアリング）

入札参加者から提出された技術資料等適否を判断するため、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。

ヒアリングは、配置予定管理技術者の出席を求めて実施するものとする。

13　配置○○○○者の取扱い

配置○○○○者の変更は原則として認めない。

ただし、契約後に配置○○○○者が長期病休、退職した場合等やむを得ない事情で発注者が認めた場合は、この限りでない。

（契約前）

入札時に申請した配置予定○○○○者を配置出来ない場合は、契約できない。

（契約後）

契約締結後、やむを得ず配置○○○○者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置○○○○者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、業務完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「○○○○者の評価」の再評価を行い、業務成績評定の減点を行う。

14　設計図書の閲覧及び貸出し

当該業務に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

(１)　閲覧及び貸出しが可能な設計図書

イ　図面

ロ　仕様書

ハ　設計書

(２)　閲覧期間及び閲覧方法

６(1)①の期間、山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。

ただし、書面閲覧又は書面入札の承諾を得た者に限り、６(1)①の期間、次の場所において設計図書の貸出しを行う。

○○総合支庁○○部○○課閲覧室

なお、山形県電子閲覧システムに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

（注）閲覧方法を書面閲覧とした場合は、次のとおり設定する。

(２)　閲覧期間及び貸出し期間

６(1)①の期間

(３)　閲覧場所及び貸出し場所

６(1)①の場所等（一部の設計図書は山形県電子閲覧システムにより閲覧に供するので、確認すること。）

15　設計図書等に対する質問

(１)　総合評価落札方式に対する質問がある場合は、６(1)②の期間内に山形県電子入札システムにより提出すること（この場合、質問を登録したことを５の担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）。

ただし、書面入札の承諾を得た者にあっては６(1)②の場所への書面の持参又は書留郵便による提出についても認める。ファクシミリによるものは受け付けない。

(２)　(１)の質問に対する回答は、山形県電子入札システムにより行うとともに、回答書を６(１)③の期間、６(１)③の場所において閲覧に供する。

(３)　設計図書及びこの入札条件（総合評価落札方式に関する事項を除く。）に対する質問がある場合は、６(１)④の期間内に山形県電子入札システムにより提出すること（この場合、質問を登録したことを５の担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）。

ただし、書面入札の承諾を得た者にあっては、６(１)④の場所への書面の持参又は書留郵便による提出についても認める。ファクシミリによるものは受け付けない。

(４)　(３)の質問に対する回答は、山形県電子入札システムにより行うとともに、回答書を６(１)⑤の期間、６(１)⑤の場所において閲覧に供する。

16　質問の回答等に関する注意事項

　　質問に対する回答等に伴い、入札書受付開始日○日前の○時までは、関係書類の訂正を行う場合がある。この場合、山形県電子閲覧システムのお知らせ欄に掲載するため、確認の上、入札すること。

　　ただし、書面入札の承諾を得た者に対しては、別途連絡する。

17　共通入札説明事項

(１)　入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、山形県電子入札システム又は書面により行うものとする。

書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の件名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を入札書受付締切日時までに提出するものとする。

当該書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。

なお、入札書提出後は入札を辞退することができない。

また、入札を辞退したことにより、指名等において不利益な取扱いを受けることはない。

(２)　入札及び開札

イ　入札は、県の競争入札参加資格者名簿に登載されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。

ロ　入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。

ただし、書面入札の承諾を得た者にあっては入札書の持参又は郵送による提出についても認める。

持参により書面の入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札に係る業務名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きして指名通知書に指定する期間及び場所にて提出すること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札に係る業務名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便により指名通知書に記載の入札書受付締切日時までに指名通知書記載の担当課に到達すること。

ハ　書面による入札書の提出にあたっては、指名通知書の写し及び書面入札の承諾通知の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参又は郵送すること。

ニ　落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○（例：100分の10（消費税及び地方消費税（以下、注意事項において「消費税等」という。）等の率による。））に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の〇分100（例：110分の100（消費税等の率による。））に相当する金額を入札書に記載すること。

ホ　入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて行う。ただし、書面による入札参加者がない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち会わせないことができる。

ヘ　書面による入札参加者が開札に立ち会わない場合は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼り入札書とともに提出すること。

書面による入札参加者が開札に立ち会う場合は、次に掲げるものを持参すること。

(イ)　本件入札の指名通知書

(ロ)　本件入札の書面入札承諾通知書

(ハ)　委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）

(ニ)　印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

(３)　入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

イ　入札参加資格を有しない者（開札時において指名停止措置を受けている者を含む。）のした入札

ロ　委任状を提出しない代理人のした入札

ハ　記名押印をしていない書面入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）

ニ　金額を訂正した入札

ホ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

ヘ　明らかに連合によると認められる入札

ト　同一業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

チ　設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札

リ　公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

ヌ　有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札

ル　所定の日時までに到達しない入札

ヲ　電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札

ワ　書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札

カ　前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(４)　落札者の決定方法

イ　低入札価格調査制度

本件入札については、低入札価格調査制度を適用する。

調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定する。

(イ)　調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての入札者は、開札日から起算して２日以内に発注者に積算内訳書を提出しなければならない。

(ロ)　業務の種類ごとに、調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。

また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。

ａ　直接人件費と特別経費の合計額　95パーセント

ｂ　技術経費　65パーセント

ｃ　諸経費相当額　65パーセント

(ハ)　(ロ)による判定の結果、失格とならない者のうちに最も評価値の高い者がある場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格とならない者（以下「対象者」という。）に対し、詳細な調査の実施通知を行う。対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。

(ニ)　対象者のうち、(ハ)の実施通知を受けた者は、通知日から起算して５日以内に履行能力調査票を発注者に提出しなければならない。

(ホ)　対象者は、入札価格の積算根拠となっている業務計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。

(ヘ)　次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。

ａ　対象者が調査に応じないとき又は履行能力調査票を期限までに提出しないとき。

ｂ　対象者に契約の意思がないとき。

ｃ　対象者が入札金額の範囲内で適正な業務の履行が確保できることを証明できないとき。

ｄ　当該業務の履行に必要な経費が入札金額を超えるとき。

ｅ　対象者が次のいずれかに該当するとき。

(ａ)　調査実施年度及びそれ以前の過去２年度に山形県が発注した建設工事等関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した業務について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。

(ｂ)　山形県が発注した建設工事関連業務委託のうちに、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約し、開札日現在履行中のものがあるとき。

(ｃ)　その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

なお、前記に関する注意事項が「履行能力調査票の記入要領」にも記載されているので、山形県のホームページの「低入札価格調査制度」からダウンロードして事前に内容を把握すること。

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd\_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/lp.html

ロ　最も評価値の高い者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査の上で落札するか否かを決定する。

ハ　落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

ニ　落札となるべき評価値の者が二人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

(５)　入札の延期、中止等

イ　天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ロ　正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ハ　適正な入札の執行を期すため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札を執行することがある。

(６)　再度入札

イ　初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。

ロ　再度の入札は、原則として１回までとする。

ハ 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

(イ)　初回の入札において参加しなかった者

(ロ)　初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

(７)　その他

イ　落札決定を受けた山形県外に主たる営業所を有する入札参加者は、本契約締結時に現に有効な履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し及び現に有効な営業所長等（受任者）に対する委任状の写しを添付すること。

ロ　保証契約に基づいて前払金を支払う。（注）前払金の支払を行う場合

ハ　入札した者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

ニ　落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

ホ　調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。

(イ)　請負代金額の10分の１以上の契約保証を付すこと。

(ロ)　山形県が発注した業務委託のうちに、過去１年以内に調査基準価格に満たない額をもって契約した業務があるときは、(イ)の保証は10分の３以上としなければならない。

(ハ)　業務完了後に業務費用実績に係る報告書を提出すること。